

事 務 連 絡  
平成 23 年 1 月 27 日

各国公立大学法人・学校法人事務局  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

昨日、農林水産省から、鹿児島県の農場で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認し、27日には愛知県の農場で飼養されている鶏について高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認し、発表がありました（別紙1,2）。

また、25日に環境省から、島根県で発見された鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型、強毒タイプ）を、同日に兵庫県から、発見された鳥から高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型、強毒タイプ）を確認し、発表がありました（別紙3,4）。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成18年1月16日付け17ス学健第18号や平成18年から23年の数次の事務連絡（最近では平成23年1月24日付け）において対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野鳥観察など野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

##### 2. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

(3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。  
鳥や動物を飼育している場合については、

(4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

### 3. 正しい知識の普及

消費者庁作成の「鳥インフルエンザに関する情報について」(別紙5)を参考にし、鳥インフルエンザは、感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

## 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 鹿児島県の農場で飼養されている鶏について、本日、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- ・ これに先立ち、本日午後、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：鹿児島県 出水（いずみ）市 高尾野町

飼養状況：採卵鶏 約 8,600 羽

### 2. 経緯

- (1) 昨日午後、鹿児島県より、出水市の養鶏場から死亡鶏増加の通報があり、簡易検査を行ったところ、9羽中8羽でA型インフルエンザ陽性の旨連絡がありました。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 本日未明、家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5亜型であることが判明し、死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認しました。

### 3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、本日夕方、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れるよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 現場状況を把握し、国と県の密接な連携を図るため、松木政務官を鹿児島県に派遣。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 鹿児島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路の究明等のため、疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. その他

- (1) 本日、宮崎県の2例目から分離された高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所が性状を検査した結果、H5 亜型（高病原性鳥インフルエンザの患畜）であることを確認しました。
- (2) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

## 愛知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 愛知県の農場で飼養されている鶏について、27 日未明、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- ・ これに先立ち、26 日昼、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。併せて、今後、新たな発生が確認された場合も、この方針を適用することを決定しました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：愛知県豊橋市大岩町

飼養状況：採卵鶏 約 15 万羽（成鶏 12 万羽、育成鶏 3 万羽）

### 2. 経緯

- (1) 26 日午前、愛知県より、死亡鶏が確認された豊橋市の養鶏場において、インフルエンザの簡易検査を行ったところ、5 羽中 4 羽で A 型インフルエンザ陽性の旨連絡がありました。
- (2) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材しました。
- (3) 27 日未明、同県の家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5 亜型であることが判明し、死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認しました。

### 3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、26 日昼、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れるよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

なお、今後は、新たに発生が確認された場合も、この方針を適用することを併せて決定しました。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務3役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111 (内線 4581)

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

鳥根県の国指定宍道湖鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

今般、国指定宍道湖鳥獣保護区（鳥根県松江市）で発見されたキンクロハジロ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や鳥根県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)）に十分留意されるようお願いします。

**※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。**（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)）

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地

国指定宍道湖鳥獣保護区（鳥根県松江市）

(2) 経緯

- |       |  |
|-------|--|
| 1月14日 | キンクロハジロ死亡個体1羽を米子自然環境事務所職員が回収。簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 |
| 1月21日 | 遺伝子検査の結果、陽性と判明。鳥取大学へ移送                             |
| 1月25日 | 詳細検査により、H5N1 亜型陽性が判明、遺伝子配列により強毒性と判断                |

注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も実施することとしている。



## 2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

### 【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月25日(火)  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)  
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)  
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)  
担 当：千葉 康人 (内線6473)



## 野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています  
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

記者発表 (資料配布)				
月/日 (曜)	担当課室 (担当係名)	ダイヤルイン (内線)	発表者名 (担当係長名)	その他 発表配布先
1/25 (火)	防災計画課 (危機管理係)	362-9833 (3145)	村田 昌彦 (矢野 敏隆)	
	生活衛生課 (乳肉衛生係)	362-9152 (3279)	村上 和典 (友久 健二)	
	自然環境課 (野生鳥獣係)	362-3463 (4114)	土岡 正洋 (土井 幸亮)	
	社会教育課 (施設係)	362-9434 (5756)	林 隆之 (大淵 研二)	
	畜産課 (衛生環境係)	362-9220 (4081)	石田 史郎 (山根 正男)	

### 高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

本日、伊丹市瑞ヶ池で発見された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出されました。

その概要及び対応は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 事案の概要

- (1) 通 報 日 時：平成23年1月25日 午前10時頃
- (2) 発 見 場 所：伊丹市瑞ヶ池 (ずがいけ) (通報者：市民)
- (3) 検 体：カイツブリの死体
- (4) 簡易検査結果：A型インフルエンザウイルス陽性 姫路家畜保健衛生所神戸支所
- (5) 遺伝子検査結果：H5亜型検出 姫路家畜保健衛生所 (1月25日午後10時)

なお、今後、鳥取大学に検体を搬送し、詳細な検査を実施します。

#### 2 対 応

次のとおり、高病原性鳥インフルエンザ警戒本部会議を開催します。

- (1) 開催日時：平成23年1月26日 (水) 午前8:30～
- (2) 開催場所：災害対策センター1F 災害対策本部室
- (3) 参集者：防災監、副防災監、農政環境部長、医監兼健康局長、生活消費局長 等  
※知事出席予定

#### <留意事項>

- ・ 会議取材 (ペン・カメラ) については、冒頭の挨拶終了までの間をお願いします。(報道関係者の方は、挨拶後ご退席願います。)
- ・ 会議内容については、会議終了後に記者レク (14:00 目途) を行う予定です。

# News Release

平成 23 年 1 月 22 日  
消 費 者 庁

## 鳥インフルエンザに関する情報について

1月22日、宮崎県の農場で、高病原性鳥インフルエンザへの感染が強く疑われる鶏が確認されたとの発表が農林水産省からあり、第2回鳥インフルエンザ対策本部が開催されました。

食品安全委員会は、感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない（※1）という見解を示しています。また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低い（※2）ものです。

根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応して頂きますようお願いいたします。

（※1）鳥インフルエンザウイルスは、

- ・酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

（※2）鳥インフルエンザウイルスは、死骸に接触するなどして大量のウイルスが人の体内に入ってしまった場合に、ごくまれに感染することがあることが知られていますが、通常の生活では感染する可能性はきわめて低いと考えられています。

### 関係機関リンク

#### ○ 食品安全委員会

- ・鳥インフルエンザについて

<<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori20110122.pdf>>

#### ○ 農林水産省

- ・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

<<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/110122.html>>

- ・鳥インフルエンザに関する情報

<<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>>

#### ○ 厚生労働省

- ・鳥インフルエンザに関する情報

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>>

#### ○ 環境省

- ・高病原性鳥インフルエンザに関する情報

<[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)>

### 問合せ先

消費者庁 政策調整課

担当者：佐藤、小長谷

電話：03-3507-9185